

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	総務常任委員会	委員名	高橋紀博
視察地	名古屋工業大学産学官金連携機構		
調査事項	産学官金連携について		
視察年月日	令和7年11月11日		
視察内容	<p>名古屋工業大学（名工大）は、大学長の元に産学官金連携機構を組織し、企業からのワンストップ窓口として、多様なオープンイノベーションの場を構築することを目的とした、学内外の設備の共同利用を促進する研究力強化に貢献している。</p> <p>名工大における産学連携の進め方は、企業が自社で解決できない課題とか新たな発想が生じたとき、産学官金連携機構の窓口を通じて、専門知識を有するコーディネーターによる連携の方針（学術指導とか名工大が保有する技術や設備等を使った研究・試験、お互いの知識・技術を共有した共同開発）を受けて連携を図り、解決に向けた取組みを進めて行くこととし、必要に応じて JST や NEDO 等の公募資金獲得のサポートも行っている。</p> <p>近年、特に力を入れているのは、パートナーラウンドテーブルという、組織対組織の産学連携制度。最近では、研究開発するにも様々な専門知識が必要とされることが多くなってきていることから、多くの企業にパートナー企業として参加を頂き、名工大が持つ知恵とか技術といった学内資源を有効に活用しながら、企業からの資金やニーズの提供を受けて、パートナー企業との交流の場で企業が望むことの実現に向けて、産学連携を進めている。</p> <p>また、学内に企業のラボを設置し、名工大が持つ資源を活用して、産学共創による、企業主体の研究開発も実施している。</p> <p>次に、説明を受けたのが、スタートアップ創出支援について。</p> <p>名工大がスタートアップ創出支援に取り組み始めたのは 2016 年頃。これまでの、名工大発ベンチャー称号の授与数は、42 件（学生ベンチャー16 件）、名古屋大学と岐阜大学、三重大学、豊橋技術科学大学、名工大の 5 大学を中心に、スタートアップの教育を始めている。</p> <p>2014 年、名工大のすぐ近くに愛知県が、ステーション A i（オープンイノベーションの施設）を開設したこともあって、名工大の学生もスタートアップを身近に感じられるようになった。</p> <p>これまで、この地域の学生は、トヨタ系の企業に就職するというのが王道のパターンであったが、このような背景から、スタートアップを立ち上げる学生も増加している。実際、7 年前に名古屋大学と名工大において、アントレプレナーシップ教育を受けて卒業した二人が立ち上げた企業は、現在、資金調達額 20 数億円という期待される企業として成長している。</p> <p>名工大のアントレプレナーシップ教育は、正規課程としている「イノベーション論」講義で、アイデア発想力、事業創造力、価値の技術化力といった基礎を身につけ、その身につけた知識を活用して学外でのビジネスコンテスト等で力を試し、事業化活動に移行するといった内容。</p> <p>今後の展開としては、貿易大学（ベトナム）との連携協定の締結を初めとする国際的なアントレプレナーシップ教育の強化や、未来のアントレプレナーを育てるといった「STEAM教育」という小学生を対象とする教育にも取り組んでいる。</p>		

(様式)

最後に説明を受けたのは、リカレント教育システムについて。

製造業に強いとされている愛知県でも、デジタル技術の活用というのは、ドイツやアメリカに比べると活用が不十分といったことが調査で明らかになっている。

大きな企業でもデジタルの活用は難しく、例えば、自動車関係の企業には、機械や電気を学んだ学生は就職するが、情報を学んだ学生は採用されてきていない。そのようなことからDXが進まないといった課題が生じている。それに対し、名工大の中に「中部DX推進人材育成プラットフォーム」を設置して、産業界（商工会議所等）、名古屋市内の大学、行政、金融機関、その他（産業技術総合研究センター）の連携を図り、中部地域でDXを推進できる人材を育てるといった取組みを進めている。この教育で主に対象としているのは、一般の人ではなく企業の社員。社員をトレーニングして企業の中でDXを進められる人材を育てるといった試みを行っている。受講者の半数以上は即座にDXに取組み、3割程の人が何かしらの結果を生み出している。このような教育は、これまで数多く実施してきており、経済産業省の事業として20年ほど前から始めた工場長養成塾は、年間30社程が参加して行っている。

他に、名工大による産学官金連携による成果となった事例についても、いくつか紹介された。以上を、名古屋工業大学の産学連携活動についての報告とする。

所見

名工大は、学内で持っている知恵や技術といった資源を最大限活用し、国の事業等を積極的に取入れ、企業からは資金と合わせて多くのニーズを集めて、様々な成果を生み出していることを良く理解した。

本市においても、人口減少の抑制を目的とした施策や数値目標をとりまとめた「旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を2015年に策定し、地域の雇用や子育て、移住などについて本市地域の実情に応じた目標や施策の基本的方向、具体的な施策を定め、3年ごとに評価検証を行いながら地域の活性化に取り組んできている。その、総合戦略を推進する体制として、産官学金労言に加え福祉や子育て等の有識者と公募市民で構成する「旭川市総合戦略検討懇談会」を設置し、市とともに本市総合戦略の推進を担ってきた。

特に、本市が進めてきた産学官金連携の活動を強化させたのは、旭川家具工業協同組合による、デザインとものづくりによる地域活性化の取り組みが大きく寄与していると認識している。

本市は、2019年10月、ユネスコが実施する「ユネスコ創造都市ネットワーク」の加盟認定を受け、デザインの先進地として世界に認められた。そこに寄与したのが「家具のまち旭川からデザイン都市旭川へ」を掲げて、半世紀にわたって挑戦し続けてきた旭川家具産業に関わる企業に対する、大学、行政、金融が連携して取組みを進めたことにより、成果につなげることができたと言える。本市と大規模な製造業を産業とする名古屋市は、経済規模が大きく違うため、名工大を中心とする産学官金連携の取組みと同じテーブルに載ることは大変難しいと受け止めるが、旭川市立大学も公立大学として新たなスタートを切ったので、新設された地域創造学部のアントレプレナーシップ教育による、ものづくり、まちづくりの人材育成に大いに期待するところである。

今後は、家具産業のみならず、第1次産業である農業の未来、人の移動に関わる交通手段の課題、にぎわいのあるまちづくり等さまざまなニーズは揃っているため、これまで以上に、産学官金の連携を深め課題に的確に対応したまちづくりに取り組むことが大変重要になると、この

(様式)

視察で学ぶことができた。

議会としても、市民が安心して住み続けられるまちづくりを進める上で、産学官金連携の取組みに、しっかりと向き合いながら課題を共有し行政に反映されるよう努めていかなければならない。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	総務常任委員会	委員名	高橋紀博
視察地	岐阜県恵那市		
調査事項	防犯設備整備費補助金制度及び防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例について		
視察年月日	令和7年11月11日		
視察内容	<p>条例に関して</p> <p>条例制定の経過と背景</p> <p>平成21年 恵那市公共施設防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を施行</p> <p>平成28年 恵那市防犯カメラの適正な設置及び運用に関する条例並びに規則の施行</p> <p>市が設置する防犯カメラの運用について定めていた要綱から、条例では、市民が設置する防犯カメラまで対象を広げ、設置者に対し設置運用基準の届け出をすることが定められた。但し、個人や企業が設置する防犯カメラは対象外としている。</p> <p>安全を守るための防犯カメラの増加に伴い、プライバシーの保護と適正運用の重要性が高まったことによって条例の制定に至る。</p> <p>これまで、条例違反等は起きていない。</p> <p>補助金に関して</p> <p>恵那市防犯設備整備費補助金交付要綱を定め、犯罪のないまちづくりを推進し、市民が中心となって安全で安心して生活できる地域社会を実現することを目的に、地域の防犯活動を支援する為の補助金制度を設けている。</p> <p>補助の対象は条例と同様に、自治会や商店会、地域団体を対象とし、個人・企業は対象外としている。補助率は1/2、上限を500,000円とし、初期費用に対して補助金が支給される。</p> <p>個人・企業を補助金の対象外としている理由は、地域の防犯活動の一端を担うよう、撮影範囲のおおむね1/3に公共の場所を含めることとする旨を要綱に定めている為。</p> <p>補助金の周知方法は、恵那市のホームページ（自治会活動支援ハンドブック）を通じて自治会に周知を行っている。</p> <p>条例が制定されてから、令和7年10月末時点までの実績は、補助件数は9件、32台設置。補助金総額3,191,000円となる。</p> <p>補助金制度及び条例制定による成果</p> <p>傾向として、犯罪認知件数が長期的に減少してきているが、条例との因果関係はあるとは言えない。しかしながら、防犯カメラや防犯グッズが普及してきたことにより、減少していると考えられる。</p> <p>課題として</p> <p>一番の課題は、プライバシーの保護</p>		

(様式)

条例に定めるプライバシー保護の徹底と管理運用基準の遵守の確認が、重要な課題となっている。防犯とプライバシーの保護は相反することなので、プライバシーの影響を最小限に、防犯の効果を最大限にといった考えが常に必要とされる。

他の課題としては、補助金制度の周知不足（知らないと言った声）と、財源の確保と必要性といったことが課題とされている。自治体の財政が厳しくなっている状況に照らし、防犯カメラの設置が本当に必要なのか防犯活動の効果があるのか、お金をかける価値があるのかといったことを再確認していかなければならないとのこと。

今後の展望

課題となっている補助金制度の周知強化。青色防犯パトロール等地域防犯活動との更なる連携の強化。中長期的な高度技術、顔認識や自動追跡機能等、技術の発達に伴う機能を持つ防犯カメラの普及に備え、プライバシー保護と防犯強化の両立を図っていかなければならないといったことが今後必要とされる。

所見

恵那市においては、早くから、防犯カメラの普及を見すえて、無秩序に設置してはいけないといった視点から、市民のプライバシーの保護といったことを重要視し、防犯カメラの設置と運用に向き合ってきた。

そういった背景を踏まえて制定された条例は、防犯カメラの設置を目的にしているのではなく、設置することに関する適正な運用に重きを置いて条例が定められていると受け止められる。

特に、プライバシーの保護に関する項目は細かく、設置者には設置運用基準の届け出も条例に定められている。

近年は、プライバシーの保護といったことも言われているが、恵那市においては、防犯カメラを10年程前から設置してきているため、防犯の意識の方が高いとのこと。

本市における防犯カメラの設置状況は、3・6街を重点に、8台の防犯カメラが市によって設置されており、管理運用要綱も定められている。そこに、管理責任者を旭川市防災安全部交通防犯課長とし、プライバシー保護に関しては、個人情報の保護に関する法律の規定によることが記されている。

本市においては、近年、高校生が犠牲となってしまうといった若者による重大事件や、駅裏でのトラブルなども繰り返されていると言ったことから、防犯カメラの設置を求める陳情も議会に提出されている。

日本国内における、防犯カメラの普及も進みつつあることから、本市においても、防犯という観点から、市民の安心・安全とプライバシーに対して、しっかりと考慮し設置に向けた取組みも考えていく必要があると考える。

一番重要なのは、市民が安心して暮らせるまちを整備することなので、今後の防犯カメラの設置について検討して行くことが必要と考える。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	総務常任委員会	委員名	高橋紀博
視察地	兵庫県播磨町		
調査事項	人権尊重のまちづくり条例について		
視察年月日	令和7年11月12日		
視察内容	<p>播磨町は、1989(平成元)年4月、思いやりとぬくもりのある新たなふるさと創生をめざし「共に生きようふれあいのまち」宣言を行い、人権尊重を基本とするまちづくりを進めてきた。</p> <p>現在においては、社会情勢や時代の変化に伴い、人権問題も多様化・複雑化しておりインターネットを利用した誹謗中傷等と言った悪質な書き込みや様々な人権侵害及び差別が存在しているといったことから、新たな取組みが必要と考え、2024(令和6)年度から、学識経験者、有識者、関係団体、公募市民、外国人を含む15名による、人権尊重のまちづくり検討委員会(検討委員会)を町の諮問機関として設置し、人権条例の制定を進めることとなる。</p> <p>2024(令和6)年8月、第1回検討委員会にて町長から諮問を受け、第2回検討委員会から住民意識調査を実施して現状の把握に努め、その後、条例案に対するパブリックコメントによる結果を踏まえて条例案を検討し、令和7年1月の第7回検討委員会で町長に答申を行うといった経過を得て条例の制定に至っている。</p> <p>条例案を検討するに当たっては、理念条例ではなく実効性のあるものが良いという意見、相談体制や紛争が起きた際の解決方法について、人権が侵害された被害者の救済と支援を充実させる必要があるといった意見や、実際の体制を構築することを条文本文に明記して欲しいという意見があり、それらを踏まえて条文に盛り込むこととした。</p> <p>条例の主な内容</p> <p>多様性を認め合うこと、不当な差別を解消すること、互いの人権を尊重し合うことを旨として実施することを基本理念とし、町の責務、町が実施する施策への町民等、事業者及び関係団体の協力を定め、全ての人に対する不当な差別的な取り扱いを禁止すること、相談体制及び不当な差別的扱いの解消にむけた体制づくりを行うことと言ったことが主な内容となっている。</p> <p>特に、検討委員会の中でも意見として多く出された、不当な差別的扱いの解消に向けた体制に関して、町民等は不当な差別的扱いを受けた場合、その紛争を解決するための必要な助言やあっせんを行うべき旨の申し立てをすることができるとし、相談による解決が困難な差別事象について、助言やあっせんを行い、それに対して、正当な理由なく従わない時には、当該者に対して、勧告をすることができるものとしている。また、町長は、不当な差別に該当する事案で深刻なものが発生したと認められるときは、声明を発出できるとしている。</p> <p>今後の取組みとしては、人権尊重のまちづくり条例を基に、人権推進計画を策定し、人権尊重のまちづくりの理念が町全体に広がり誰もがぬくもりを感じ心通い合うまちづくりを推進していくとのこと。</p>		

(様式)

所見

日本は「一億総中流」から格差社会へ移行し、所得・資産・教育など多岐にわたる格差が拡大・固定化されつつあるといったことが、さまざまな場面で言われるようになった。一方で、障害の有無、年齢、性別、国籍などに関わらず、誰もがお互いの人格と個性を尊重し、支え合いながら、多様なあり方を認め合って共に生きていく、共生社会の構築も重要視されるようになった。

格差が拡大することによって、社会から取り残される人々（個人や家庭、若者、高齢者）も増え続け、そこに、不当な差別といったことが発生し、正義としながら互いを攻撃し合う世の中に変わっていていると、私は、強く懸念を抱いている。

そういった中で、人権擁護に関する条例を制定して取組む自治体も増えてきており、播磨町も、人権尊重のまちづくり条例を制定し、町、町民、事業者及び関係団体の責務を明確にし、不当な差別的取り扱いの解決に向けた体制を整え、町民の人権が尊重されるまちづくりに励んでいると理解した。

播磨町については、36年前の平成元年の人権尊重を基調とする宣言から人権尊重のまちづくりが進められ、今日の条例制定に至っているとのこと。

しかしながら、条例制定による効果は見てはいないといった状況にあるとも言われていた。

36年前の宣言が効果となって、事案が起きていないのか、コンパクトな町なので、お互いの顔が見えやすいからなのか、又は、条例が浸透していないためなのか分かりませんが、行政にそのような相談窓口を設けても、なかなか相談しにくいといった声を別のところで聞いたこともあります。

播磨町においては、小・中学生からの意見を基に「はりま町いきる・そだつ・まもる・こどもものけんり条例」が令和7年9月に制定されています。この条例には、こどもたちの思い、こどもたちの権利、その権利を守るために大人が取組むことなどが記載されており、こどもたちと一緒に考えて作られています。

こどもたちの人権を尊重し、こどもにも権利があるということをしっかりと伝えている、この取組みがあつてこそ、播磨町人権尊重のまちづくり条例が機能すると受け止めました。

本市においては、直接的に人権相談窓口を設置してはならず、旭川地方法務局を案内して対応しています。

本市にも、行き場のない生活を強いられている市民が、少なからず存在しているといった声も寄せられます。人権尊重・擁護に関する取組みを先進的に行っている自治体も増えているといったことから、様々な取組みから学び、一人ひとりの人権を守る取組みを進めていく必要があると考えます。総務常任委員会は、人権擁護に関する取組みを進めていくことが確認されているので、委員会の中で前進に向けた議論をしっかりと行っていくことが必要と考える。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。

(様式)

常任委員会行政視察報告書

委員会名	総務常任委員会	委員名	高橋紀博
視察地	経済産業省商務情報政策局		
調査事項	産学官金連携及び旭川市立大学における人材育成について		
視察年月日	令和7年11月13日		
視察内容	<p>視察の趣旨</p> <p>本市として、ラピダスを見すえた戦力的方向性及び武器となる資源を形成していくという状況がある中において、旭川市の施策をどのように策定していく必要があるか。</p> <p>現段階におけるラピダスのプロジェクトについては、研究開発の段階ではあるが、再来年2027年から量産を開始していくこととしている。すでに周辺には、量産の研究開発ということで生産を行っているが故に、材料の搬入のための素材の企業や物流の企業、工場内の機械のメンテナンスの為の企業等が進出してきており、量産が始まるとさらに増えると思っている。</p> <p>旭川高専は、世界的な製造メーカー企業と連携をしているが、半導体製造について知見能力を持った学生等が、今後の量産を支えていくことになる。量産は単純労働ではなく自動化された装置をどのように設定して、どう動かしていくのかということがエンジニアによって行われるため、ラピダスが量産を拡大するに当たってテクニシャンと呼ばれている人材というのは貴重になっていく。さらには、ラピダスも2029年、30年と順調に進んで行けば、工場も2棟目3棟目と増やしていく計画がされているため、それを支える人材も必要になる。また、ラピダス自身だけではなく、それを支える、300種類程ある行程を支える機械のメンテナンスや日々の使い方の改善を行っていくエンジニアは、ラピダス自身で当初は1000人程いるが、まだまだ増やすことになるので足りていない。当然、海外も含めて全国から人材を確保していくこととなっていくが、経済産業省としての半導体への投資というのは、産業競争力とか経済安全保障とかと同時に、各地域の産業クラスターを作り、そこで地域の経済を活性化させるという目的にもなっているので、事業者に対しては、地域の自治体の皆さんとの連携、あるいは、地域の教育機関との連携、地域の人材の採用、地域の既存の企業との連携というのが、通常以上に重要となる。各協議機関とか企業とかがなければ活性化はしていかない。</p> <p>旭川市立大学においては、AI設計データサイエンスについての教育プログラムを取入れているところだが、ラピダスという半導体を作る工場が北海道にあるというだけではなく、それを活用する産業に増やしていくことも必要となる。例えば、最先端の高性能な半導体を使ったAIプログラムで、医療サービス、スマート農業といったところに、どのように使えるのかという商品の設計を考え、実際にラピダスを活用してAIのプログラムの設計をしてもらおうといったサービスを更なる発展として増やしていくことなどが求められる。これは簡単なことではなく10年とかかかってしまうことではあるが、それを増やしていきたいというのが経産省の思いであり、これについての支援も行っている。</p> <p>半導体を使う産業を広めていくことでエコシステムができる。半導体を使う産業の人材、例えば、ドローン、自動運転。AIプログラム、医療機器、最先端素材(北海道にはバイオの研究室</p>		

(様式)

がたくさんあるので期待できる)、物流における荷物の混載など AI を活用した産業の育成も合わせて進めて行かなければならない。

決して、半導体産業の活性化のために行っているのではなく、半導体は部品でしかないので、その部品を使って競争力のある製品やサービスを作るといった産業を育てたいというのが経産省の考え。

AI を設計する企業、開発する企業、自動運転などを実証する企業、ドローンを作る工場等、関連する産業については、旭川、函館、帯広、釧路などさらに広がる。

一方で、人材については、道内全体からラピダスとその周辺産業で採用をしていきたいと考えている。その人材を供給あるいは、研究を連携するといった取組みには、旭川高専には期待するところは大きいと言うことと、人材育成には、国や道の補助金があることも申し述べられた。

また、コンソーシアムのようなものを組んで企業と教育機関との連携といったことを北海道経済産業局でマッチングを行うといった支援もある。これについては、企業が教育機関に対し財政的支援を行い、その企業が必要とするプログラムを提供し、そこで育成された人材がその企業に就職するという環流を作りたいといった長期的な取組みとのこと。

更には、半導体を使う産業あるいは、産業が使うための半導体を設計することに対する補助金の制度も経産省にはあり、北海道大学は積極的に活用している。

旭川には、木工技術の製造産業があり、農業もある。

旭川周辺の産業で AI 技術とか半導体技術とか AI の活用が考えられる産業があれば、それに結びつけた産業育成に取り組むといったことに対し、経産省が持つラピダスへの支援、ラピダスを使った半導体の設計とか製品の開発への支援は行っているので、間接的な支援には繋がる。

ラピダスは世界企業であると共に、北海道企業として成長していきたいという思いもあるので、そういった観点から、ラピダスとのパートナー企業があるまち、あるいは、パートナー自治体といった連携が深まっていくことにもなり得る。

ラピダスをきっかけとして、最先端の企業が来ると、その周辺分野の人材も集まる、例えると、半導体だけではなく素材となるバイオとか AI、プログラミング、通信関係のエンジニア等の人材が集まるし、関連する企業も集まることになるとのこと。

特に、半導体分野においては、人材が足りていないので、それを増やす為に、地元の教育機関が人材教育をやればやるほど、関連する大企業や研究センターなり工場なりといった進出の可能性は高まる。水があって電力があってというのは誘致に向けた強みでもあるため、その取組みが進めば進むほど大企業が進出してくる可能性は増える。

自治体の取組みとして

熊本における T S M C では、水の供給、立地の整備と関連する環境アセスメントなど、規制関係の迅速な対応、必要なインフラ整備、周辺道路の拡幅、排水設備の拡充などが自治体に期待されたとのこと。

九州は、元々、半導体産業は活発であったが、T S M C の熊本立地を契機に、集積を進めている熊本県以外の自治体として、長崎県、福岡県が挙げられ、長崎県は、T S M C と連携して半導体の製造を行っている企業、ソニーセミコンダクタを誘致し、新たな製造工場を立ち上げている。福岡県においては、T S M C 周辺の銀行と連携する金融サービスの提供とか九州大学

(様式)

との連携による、人材供給、人材環流に取り組んでいるといったことが、紹介された。

積極的に企業に対する営業を行っている自治体も多く、金融機関の役割も大きい。金融機関が持つネットワークで地元企業とマッチングさせるとか、関連産業を支える為の融資など産官金が連携して誘致に取り組んでいる。

以上が、視察の趣旨に対する経産省からの説明報告となる。

所見

半導体の製造に関して、人材を旭川にとどめることは、現実的に厳しい。それはしかたがない。今後、考えていかなければならないのは、最先端の半導体を活用する企業・産業をいかに本市に呼び込み、そこへ、人材を送ることで、市外への流出をおさえることは可能性として考えられる。そこに、基礎となる自治体が地場産業や企業と一体となり、どれだけ真剣になって汗を流せるかが重要になるということを理解した。

※ 「視察内容」欄には、調査結果に対する意見、本市における実施の可能性、課題等を記載すること。